

# 慶弔規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「本法人」という。）の役員及び事務局職員の慶弔に関し必要な事項を定めるものである。

(範囲及び方法)

**第2条** 本法人は、次の各号に掲げる者が死亡した場合、弔意電報を打ち（5,000円程度）、供花を行う（20,000円程度）。但し、第3号に掲げる者については、その旨の連絡を本人から受けた場合に限るものとする。

- (1) 本法人の役員（理事及び監事）
- (2) 本法人の事務局職員
- (3) 前2号の家族（親、子及び配偶者）

2 本法人は、次の各号に掲げる者が死亡した場合、通夜、告別式に間に合う時には、弔意電報を打つ。間に合わない時には、お悔みのカードを送る

- (1) 本法人のフェロー、高額寄付者
- (2) 本法人のセクションプレジデント
- (3) その他、本法人に多大な貢献をし、理事会が必要と判断した者（会長、副会長経験者等）

附則

- (1) この規則は、平成24年1月1日から施行する。
- (2) 平成30年1月23日第2条2項追加
- (3) 令和2年3月24日 第2条2項改定